

◎駐車監視員資格者講習の実施

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり行うので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により公示する。

令和8年9月25日

茨城県公安委員会委員長                      関                      正                      樹

1 講習期日

- (1) 1日目 令和8年10月29日（木）午前8時50分から午後5時30分まで
- (2) 2日目 令和8年10月30日（金）午前8時50分から午後5時30分まで
- (3) 考 査 令和8年11月6日（金）午前9時00分から午前10時00分まで

2 受講場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県警察本部

3 受講手続に関する事項

(1) 申込手続き

ア 申込期間

令和8年9月25日（金）から令和8年10月22日（木）まで（土、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後4時まで

イ 申込先

申込書に写真及び受講手数料を添えて、茨城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係へ直接申し込むこと。

(2) 提出書類等

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書（茨城県警のホームページからダウンロードするか茨城県警察本部または茨城県内の警察署交通課で直接受け取る）

イ 写真1枚（申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真（縦3.0cm×横2.4cm））

ウ 受講手数料

20,000円（茨城県収入証紙により納入し、受講申込書に貼付けること。）

受講の有無にかかわらず納入した手数料は返還しない。

4 受講定員

受講定員は20名とし、応募期間中であっても定員になり次第締切る。

5 問い合わせ先及び応募先

〒310-8550

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

電話 029-301-0110（内線5136）